定　　款

社会福祉法人みのり福祉会

社会福祉法人みのり福祉会定款

第１章　総則

（目的）

第１条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身共に健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（１）第一種社会福祉事業

（イ）障害者支援施設　みのりサングリーンの設置経営

（ロ）軽費老人ホーム（ケアハウス）　倉吉スターガーデンの設置経営

（ハ）軽費老人ホーム（ケアハウス）　関金インターケアハウスの設置経営

（ニ）指定介護老人福祉施設　倉吉スターロイヤルの設置経営

（ホ）障害者支援施設　サンジュエリーの設置経営

（ヘ）母子生活支援施設　ブルーインターの設置経営

（２）第二種社会福祉事業

（イ）保育所　西倉吉保育園の設置経営

（ロ）保育所　みのり保育園の設置経営

（ハ）保育所　向山保育園の設置経営

（ニ）短期入所生活介護事業（倉吉スターロイヤル）

（ホ）児童厚生施設　社児童センターの設置経営

（ヘ）放課後児童健全育成事業（社児童センター）

（ト）障害福祉サービス事業（短期入所）サンジュエリー

（チ）認知症対応型共同生活介護事業（みのりグループホーム）

（リ）認知症対応型共同生活介護事業（みのりかじか・三徳）

（ヌ）認知症対応型共同生活介護事業（関金みのりグループホーム）

（ル）認知症対応型共同生活介護事業（インターグループホーム）

（ヲ）認知症対応型共同生活介護事業（北栄みのりグループホーム）

（ワ）老人デイサービスセンター（北栄みのりデイサービスセンター）

（カ）老人デイサービス事業（倉吉スターガーデン）

（ヨ）老人デイサービスセンター（デイサービスセンター三朝みのり）

（タ）老人短期入所事業（倉吉スターロイヤル）

（レ）老人デイサービスセンター（関金ラジュームデイサービスセンター）

（ソ）小規模多機能型居宅介護事業（小規模多機能型居宅介護事業所やしろ）

（ツ）老人デイサービスセンター（湯梨浜みのりデイサービスセンター）

（ネ）老人居宅介護等事業〔訪問介護〕（ヘルパーステーションこもれび）
（ナ）障害福祉サービス事業所　向山ブルースカイの設置経営
（ラ）障害福祉サービス事業（短期入所）みのりサングリーン

（名称）
第２条　この法人は、社会福祉法人みのり福祉会という。

（経営の原則等）
第３条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。
２　この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービス等を積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）
第４条　この法人の事務所を鳥取県倉吉市福守町 448 番地１に置く。

第２章　評議員

（評議員の定数）
第５条　この法人に評議員７名を置く。

（評議員の選任及び解任）
第６条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。
２　評議員選任・解任委員会は、監事１名、この法人の職員１名、外部委員１名の合計３名で構成することとし、評議員選任・解任委員の選任又は解任は、理事会において行う。
３　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
４　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
５　評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

（評議員の任期）
第７条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
３　評議員は、第５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）
第８条　評議員に対して、各年度の総額が２５０，０００円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第３章　評議員会

（構成）
第９条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）
第１０条　評議員会は、次の事項について決議する。
（１）理事及び監事の選任又は解任
（２）理事及び監事の報酬等の額
（３）理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
（４）計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
（５）定款の変更
（６）残余財産の処分
（７）基本財産の処分
（８）社会福祉充実計画の承認
（９）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）
第１１条　評議員会は、定時評議員会として毎年度６月に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）
第１２条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）
第１３条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。
（１）監事の解任
（２）定款の変更
（３）その他法令で定められた事項
３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 15 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第１４条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人２名がこれに記名押印する。

第４章　役員及び職員

（役員の定数）
第１５条　この法人には、次の役員を置く。
（１）理事　６名
（２）監事　２名
２　理事のうち１名を理事長とする。
３　理事長以外の理事のうち、１名を業務執行理事とすることができる。

（役員の選任）
第１６条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
２　理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）
第１７条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
３　理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）
第１８条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
２　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）
第１９条　理事又は監事の任期は、選任後２年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
２　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
３　理事又は監事は、第 15 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）
第２０条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）
第２１条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（職員）
第２２条　この法人に、職員を置く。
２　この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
３　施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第５章　理事会

（構成）
第２３条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）
第２４条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
（１）この法人の業務執行の決定
（２）理事の職務の執行の監督
（３）理事長及び業務執行理事の選定及び解職
（４）評議員選任・解任委員の選任又は解任

（招集）
第２５条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）
第２６条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第２７条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第６章　資産及び会計

（資産の区分）

第２８条　この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の３種とする。

２　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

（１）倉吉市西福守町字宮地５９４番の土地
（１，２０９平方メートル）

（２）倉吉市福守町字長総サ５０８番１の土地
（１，０２８．２３平方メートル）

（３）倉吉市福守町字長総サ４９２番１の土地の一部
（１，２８０．１７平方メートルのうち７０８．１７平方メートル）

（４）倉吉市福守町字長総サ４９０番１の土地
（９４．６６平方メートル）

（５）倉吉市福守町字長総サ４９０番の土地
（１，７９１．４５平方メートル）

（６）倉吉市福守町字長総サ４９０番３の土地
（５８５．７３平方メートル）

（７）倉吉市福守町字長総サ４８９番の土地
（１，１７３．５７平方メートル）

（８）倉吉市福守町字穴エゴ４３１番１の土地
（４，５３４．０３平方メートル）

（９）倉吉市西福守町字宮地５９３番の土地
（１，２２６．００平方メートル）

（１０）倉吉市和田東町字向山９１７番の土地
（５，５５０．００平方メートル）

（１１）倉吉市福守町字西荒木４５１番１の土地
（２，２４２．０６平方メートル）

（１２）倉吉市福守町字西荒木４４８番２の土地
（３６７．０９平方メートル）

（１３）倉吉市福守町字乾４０７番１３の土地
（１，１４４．９７平方メートル）

（１４）倉吉市福守町字乾４０７番１４の土地
（１，１４５．２０平方メートル）

（１５）倉吉市福守町字乾ヶ瀬４０６番１５の土地
（３１１．００平方メートル）

（１６）東伯郡三朝町大字山田字上前河原６５１番１の土地
（２５１．００平方メートル）

（１７）東伯郡三朝町大字山田字上前河原６５２番２の土地
（１６７．８６平方メートル）
（１８）東伯郡三朝町大字山田字上前河原６５３番１の土地
（５９５．５４平方メートル）
（１９）東伯郡三朝町大字山田字上前河原６５３番４の土地
（２３７．１２平方メートル）
（２０）東伯郡三朝町大字山田字上前河原６５４番１の土地
（３９２．８０平方メートル）
（２１）東伯郡三朝町大字山田字上前河原６５１番４の土地
（３６．４２平方メートル）
（２２）倉吉市関金町関金宿字堤谷１３９８番４の土地
（６．１２平方メートル）
（２３）倉吉市関金町関金宿字大屋敷１４２９番２の土地
（１，３２８．１３平方メートル）
（２４）倉吉市関金町関金宿字大屋敷１４２９番１４の土地
（１，３２２．４０平方メートル）
（２５）倉吉市福守町字乾４０７番２６の土地
（４２０．３４平方メートル）
（２６）東伯郡北栄町東園字天神白２１８番１の土地
（２，２０３．８７平方メートル）
（２７）東伯郡北栄町東園字天神白２１９番１の土地
（１，２８７．００平方メートル）
（２８）倉吉市関金町関金宿字日笠２５９番１の土地
（１，８５３平方メートル）
（２９）倉吉市西福守町字和田々６５７番１の土地
（２５６平方メートル）
（３０）倉吉市西倉吉町字朝日１番１の土地
（５６３．０２平方メートル）
（３１）倉吉市西倉吉町字朝日１番１５の土地
（１２９．２６平方メートル）
（３２）倉吉市福守町字上河原１５６番１の土地
（２５．１７平方メートル）
（３３）倉吉市福守町字上河原１５６番２の土地
（２２３．９３平方メートル）
（３４）東伯郡湯梨浜町大字門田字小池１９４番１の土地
（８９７平方メートル）
（３５）東伯郡湯梨浜町大字門田字小池１９５番１の土地
（６００平方メートル）

（３６）東伯郡湯梨浜町大字門田字小池１９６番１の土地
（２，２１９平方メートル）
（３７）倉吉市福守町字穴エゴ４３１番３の土地
（３００．７１平方メートル）
（３８）倉吉市福守町字穴エゴ４３５番２の土地
（１３３．００平方メートル）
（３９）倉吉市福守町字穴エゴ４３６番１の土地
（１，１０２平方メートル）
（４０）倉吉市西福守町字宮地５９５番地１の土地
（８６６．９２平方メートル）
（４１）倉吉市西福守町字宮地５９５番地２の土地
（３３０．４８平方メートル）
（４２）倉吉市西福守町字宮地６０４番地の土地
（５９２．００平方メートル）
（４３）倉吉市西福守町字宮地６０５番地の土地
（５９２．００平方メートル）
（４４）倉吉市西福守町字和田々６５８番地１の土地
（９８３．００平方メートル）
（４５）倉吉市福守町字乾４０７番地１２の土地
（７１６．８３平方メートル）
（４６）倉吉市和田東町字向山９１６番地の土地
（３８３．００平方メートル）
（４７）倉吉市和田東町字向山９１４番地５８の土地
（５，６８３．００平方メートル）
（４８）倉吉市和田東町字向山９１４番地５８
家屋番号　　９１４番５８の１
種　類　　障害者支援施設
構　造　　鉄筋コンクリート造陸屋根２階建
床面積　　１階　９０８．５６平方メートル
２階　　２７．２２平方メートル
（４９）倉吉市和田東町字向山９１４番地５８
家屋番号　　９１４番５８の２
種　類　　就労継続支援Ｂ型事業所
構　造　　鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
床面積　　４６０．０３平方メートル
（５０）倉吉市福守町字長総サ４９１番地　４９０番地　４９２番地１
家屋番号　　４９１番
種　類　　老人デイサービスセンター、

軽費老人ホーム（ケアハウス）
構　造　　鉄筋コンクリート造陸屋根３階建
床面積　　１階　７４４．４８平方メートル
２階　４２６．６３平方メートル
３階　４２６．６３平方メートル
（５１）倉吉市関金町関金宿字大屋敷１４２９番地１４
家屋番号　　１４２９番１４
種　類　　軽費老人ホーム（ケアハウス）
構　造　　鉄筋コンクリート造陸屋根３階建
床面積　　１階　６０９．６２平方メートル
２階　３３３．９０平方メートル
３階　３３３．９０平方メートル
（５２）倉吉市西倉吉町字朝日２番地２３　２番地２　２番地１５
２番地１７　２番地２４　２番地２５　２番２７
家屋番号　　２番２３
種　類　　保育所（事務室、保育室）
構　造　　鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根２階建
床面積　　１階　４９１．４９平方メートル
２階　４７５．０３平方メートル
附属建物
種　類　　保育所（便所）
構　造　　木造スレートぶき平家建
床面積　　３．４２平方メートル
倉吉市西倉吉町字朝日２番地１５
家屋番号　　２番１５の１
種　類　　保育所（乳児室）
構　造　　鉄骨・コンクリートブロック造陸屋根平家建
床面積　　３３．１２平方メートル
倉吉市西倉吉町字朝日２番地１７
家屋番号　　２番１７
種　類　　物置
構　造　　鉄骨造スレート葺平家建
床面積　　５６．４２平方メートル
（５３）倉吉市西福守町字宮地５９４番地　５９５番地１　５９５番地２
家屋番号　　５９４番の３
種　類　　保育所
構　造　　木造合金メッキ鋼板ぶき平家建
床面積　　５３７．８１平方メートル

（５４）倉吉市和田東町字向山９１７番地
家屋番号　　９１７番
種　類　　保育所（園舎）
構　造　　鉄筋コンクリート造陸屋根２階建
床面積　　１階　４９０．３８平方メートル
　　２階　　８７．８０平方メートル
附属建物
種　類　　遊戯室
構　造　　鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建
床面積　　１９９．８８平方メートル
（５５）倉吉市西福守町字宮地５９４番地
家屋番号　　５９４番
種　類　　保育所（遊戯室）
構　造　　鉄骨造瓦葺平家建
床面積　　１９５．００平方メートル
（５６）倉吉市福守町字穴エゴ４３３番地　４３４番地　４３５番地１
　　４３３番地１
家屋番号　　４３３番の１
種　類　　特別養護老人ホーム
構　造　　鉄筋コンクリート造陸屋根２階建
床面積　　１階　１，１７３．０４平方メートル
　　２階　　７５７．４３平方メートル
家屋番号　　４３３番の２
種　類　　特別養護老人ホーム
構　造　　鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
床面積　　３１０．６８平方メートル
倉吉市福守町字穴エゴ４３５番地１
家屋番号　　４３５番１
種　類　　機械室棟
構　造　　鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
床面積　　４８．５０平方メートル
倉吉市福守町字穴エゴ４３６番地１　４３１番地３　４３５番地２
家屋番号　　４３６番１
種　類　　老人短期入所施設
構　造　　鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
床面積　　８１３．６７平方メートル
（５７）倉吉市西福守町字宮地５９４番地
家屋番号　　５９４番の２

種　類　　児童センター
構　造　　鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺２階建
床面積　　１階　１３５．１１平方メートル
　　２階　２０４．７５平方メートル
（５８）倉吉市福守町字西荒木４５１番地１　４５２番地１　４４８番地４
　　４４８番地５　４５０番地４
家屋番号　　４５２番１
種　類　　障害者支援施設
構　造　　鉄筋コンクリート造瓦葺２階建
床面積　　１階　　１，１１９．００平方メートル
　　２階　　５３．５８平方メートル
（５９）倉吉市福守町字長総サ４９０番地３　４８９番地
家屋番号　　４９０番３
種　類　　認知症対応型共同生活介護事業所
構　造　　木･鉄骨造瓦葺平家建
床面積　　３３７．１２平方メートル
倉吉市福守町字長総サ４８９番地　４９０番地３　４９０番地
家屋番号　　４８９番
種　類　　認知症対応型共同生活介護事業所
構　造　　木造瓦葺２階建
床面積　　１階　１４９．９７平方メートル
　　２階　１０６．４４平方メートル
（６０）倉吉市福守町字乾４０７番地１４
家屋番号　　４０７番１４
種　類　　母子生活支援施設
構　造　　鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺４階建
床面積　　１階　　５２８．４７平方メートル
　　２階　　４４９．７１平方メートル
　　３階　　４４９．７１平方メートル
　　４階　　４４９．７１平方メートル
（６１）東伯郡三朝町大字山田字上前河原６５３番地１　６５２番地２
家屋番号　　６５３番１
種　　類　　認知症対応型共同生活介護事業所
構　造　　鉄筋コンクリート造陸屋根２階建
床面積　　１階　　３３５．７４平方メートル
　　２階　　３３５．７４平方メートル
（６２）東伯郡三朝町大字山田字上前河原６５３番地４　６５３番地１
　　６５４番地１　６５１番地４

家屋番号　　６５３番４
種　類　　老人デイサービスセンター
構　造　　鉄筋コンクリート造陸屋根３階建
床面積　　１階　　２７５．３９平方メートル
　　２階　　１５１．２０平方メートル
　　３階　　１９．９５平方メートル
（６３）倉吉市関金町関金宿字大屋敷１４２９番地２
家屋番号　　１４２９番２
種　　類　　認知症対応型共同生活介護事業所
構　　造　　木造瓦葺２階建
床面積　　１階　　２９１．６９平方メートル
　　２階　　２８９．７０平方メートル
（６４）倉吉市福守町字乾４０７番地１２　４０７番地２６
家屋番号　　４０７番12
種　　類　　認知症対応型共同生活介護事業所
構　　造　　木造瓦葺２階建
床面積　　１階　　２４８．６７平方メートル
　　２階　　２４８．６７平方メートル
（６５）東伯郡北栄町東園字東天神白２１８番地１
家屋番号　　２１８番１
種　　類　　老人デイサービスセンター
構　　造　　木造スレート葺平家建
床面積　　２７０．８３平方メートル
（６６）東伯郡北栄町東園字東天神白２１９番地１
家屋番号　　２１９番１
種　　類　　認知症対応型共同生活介護事業所
構　　造　　木造スレート葺２階建
床面積　　１階　　２９２．３６平方メートル
　　２階　　２５９．８７平方メートル
（６７）倉吉市関金町関金宿字日笠２５９番地１
家屋番号　　２５９番１
種　　類　　老人デイサービスセンター
構　　造　　木造亜鉛メッキ鋼板ぶき２階建
床面積　　１階　　３１５．５０平方メートル
　　２階　　４９．００平方メートル
（６８）倉吉市西福守町字和田々６５８番地
家屋番号　　６５８番
種　　類　　小規模多機能型居宅介護事業所

構　　造　　木造合金メッキ鋼板ぶき２階建
床面積　　１階　　３２３．０９平方メートル
　　２階　　６３．１７平方メートル
（６９）東伯郡湯梨浜町大字門田字小池１９６番地１
家屋番号　　１９６番１
種　　類　　老人デイサービスセンター
構　　造　　木造合金メッキ鋼板ぶき２階建
床面積　　１階　　３２１．５０平方メートル
　　２階　　６４．００平方メートル
３　その他財産は基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。
４　公益事業用財産は第３６条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
（１）倉吉市福守町字長総サ４９２番地１の土地の一部
（１，２８０．１７平方メートルのうち５７２．００平方メートル）
（２）倉吉市福守町字長総サ４９２番地１　　４９３番地１
家屋番号　　４９２番１
種　　類　　サービス付き高齢者向け住宅
構　　造　　鉄筋コンクリート造陸屋根６階建
床面積　　１階　　３１０．９８平方メートル
　　２階　　３００．６２平方メートル
　　３階　　３００．６２平方メートル
　　４階　　３００．６２平方メートル
　　５階　　３００．６２平方メートル
　　６階　　３５．５７平方メートル
５　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第２項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）
第２９条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、鳥取県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、鳥取県知事の承認は必要としない。
（１）独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
（２）独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）
第３０条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
２　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）
第３１条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
２　前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）
第３２条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
（１）事業報告
（２）事業報告の附属明細書
（３）貸借対照表
（４）収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
（５）貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
（６）財産目録
２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び６号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
（１）監査報告
（２）理事及び監事並びに評議員の名簿
（３）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
（４）事業の概要等を記載した書類

（会計年度）
第３３条　この法人の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日をもって終わる。

（会計処理の基準）
第３４条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。
（臨機の措置）
第３５条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の３分の２以上の同意がなければならない。

第７章　公益を目的とする事業

（種別）
第 36 条　この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。
（１）居宅介護支援事業（ふくもり）
（２）サービス付き高齢者向け住宅（みのり大山）
（３）障害者日中一時支援事業（サンジュエリー）
（４）障害者日中一時支援事業（北栄みのりデイサービスセンター）
（５）障害者日中一時支援事業（倉吉スターガーデン）
（６）障害者日中一時支援事業（デイサービスセンター三朝みのり）
（７）障害者日中一時支援事業（関金ﾗｼﾞｭｰﾑデイサービスセンター）
（８）障害者日中一時支援事業（湯梨浜みのりデイサービスセンター）
２　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の３分の２以上の同意を得なければならない。

第８章　解散

（解散）
第３７条　この法人は、社会福祉法第４６条第１項第１号及び第３号から第６号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）
第３８条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第９章　定款の変更

（定款の変更）

第３９条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、鳥取県知事の認可（社会福祉法第４５条の３６第２項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

２　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を鳥取県知事に届け出なければならない。

第１０章　公告の方法その他

（公告の方法）

第４０条　この法人の公告は、社会福祉法人みのり福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第４１条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附　則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき役員の選任を行うものとする。

理事長	村田　雪子
理事	村田　実
	斎江　尚
	海地　正利
	香川　晃
	市村　楠夫
監事	遠藤　達雄

附　則

１　この定款の変更は、鳥取県知事の認可の日から施行し、平成２４年３月１日から適用する。

２　この定款の変更の施行の際、現に理事である者は、その就任期間が終了するまでの間、理事であるものとする。

３　変更後の定款第１６条第１項の規定により、当初選任される評議員の任期は、第１７条第１項の規定にかかわらず、平成１８年６月３０日までとする。

附　則

この定款の変更は、鳥取県知事の認可の日から施行し、平成２８年８月１９日から適用する。

附　則

この定款は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この定款の変更は、定時評議員会終了後、平成２９年６月２９日から施行する。

附　則

この定款の変更は、鳥取県知事の認可の日から施行し、令和元年７月１６日から適用する。

附　則

この定款の変更は、鳥取県知事の認可の日から執行し、令和３年８月５日から適用する。

附　則

この定款の変更は、定時評議員会終了後、令和５年６月２３日から施行する。

附　則

この定款の変更は、臨時評議員会終了後、令和５年１２月２０日から施行する。